

改正	昭和53年9月30日条例第20号 昭和59年12月26日条例第15号 平成13年10月9日条例第26号 平成18年9月29日条例第38号 平成20年3月21日条例第8号 平成21年6月17日条例第24号 平成24年3月22日条例第10号 平成25年3月25日条例第7号 平成27年6月29日条例第25号 平成30年9月27日条例第35号	昭和58年2月10日条例第1号 平成10年6月19日条例第15号 平成18年3月20日条例第12号 平成20年3月21日条例第7号 平成20年6月19日条例第20号 平成23年6月15日条例第11号 平成24年3月22日条例第13号 平成26年9月30日条例第20号 平成30年3月22日条例第10号
----	---	--

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、規則で定める社会保険各法（以下これらを「医療保険各法」という。）又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について助成金を支給することを定め、もって、重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級の障害を有するもの
- (2) 県の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同制度の規定する「Ⓐ」、「A」又は「B」の障害を有するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの
- (4) 65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの
- (5) 75歳以上の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けているもの

2 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額（以下この項において「療養額」という。）から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。ただし、次条第1項に規定する対象者のうち、医療保険各法の規定により食事療養標準負担額の減額認定を受けている者、坂戸市こども医療費の支給に関する条例（昭和47年坂戸町条例第26号）第3条に規定する対象となるこどもの保護者及び坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年坂戸市条例第22号）第3条第1項各号のいずれかに該当する者については、療養額から保険給付、食事療養標準負担額の2分の1に相当する額、生活療養標準負担額（食費に係る額に限る。）の2分の1に相当する額、生活療養標準負担額（食費に係る額を除く。）、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。

(対象者)

第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）

以下「被保険者等」という。)及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者(次に掲げる者を除く。)

ア 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス等に対する介護給付費若しくは訓練等給付費の支給又は同法第30条第1項の規定による指定障害福祉サービス等若しくは基準該当障害福祉サービスに対する特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受け、障害者支援施設等(身体障害者福祉法第18条第2項又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第2号に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。)、身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。))又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)に入所し、入院し、又は入居している者(共同生活援助(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助をいう。以下同じ。))を行う住居への入居者を含む。)

イ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の提供を委託している者

ウ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

エ 他の市町村長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

カ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、同項に規定する指定障害児入所施設等に入所している者(次に掲げる者を除く。)

(ア) 18歳以上の者であって当該者が満18歳となる日の前日に当該者の保護者であった者が市内に住所を有していたもの(当該18歳以上の者が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、又は保護者であった者の住所が明らかでない場合にあつては、当該者の所在地が満18歳となる日の前日において市内にあつた者)

(イ) 18歳未満の者であつて当該者の保護者が市内に住所を有するもの(当該18歳未満の者の保護者が住所を有しないか、又は保護者の住所が明らかでない場合にあつては、当該者の保護者の所在地が市内にある者)

キ 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者

ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第55条の2第2項において準用する場合を含む。))又は第55条の2第1項の規定により、後期高齢者医療広域連合(埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。))が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2) 市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス等に対する介護給付費若しくは訓練等給付費の支給又は同法第30条第1項の規定による指定障害福祉サービス等若しくは基準該当障害福祉サービスに対する特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受け、市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又はのぞみの園に入所し、入院し、又は入居している者(共同生活援助を行う住居への入居者を含む。)

(3) 市長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(4) 市長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、市の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

(5) 市長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、市の区域外に設置されている共同生活援

助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

- (6) 市長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、市の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
 - (7) 県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、市の区域外に設置されている同項に規定する指定障害児入所施設等に入所している者（第1号カ(ア)及び(イ)に掲げる者に限る。）
 - (8) 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、市の区域内に住所を有するとみなされる者
 - (9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項又は第2項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条第1項又は第2項に定める入院等をする前に市内に住所を有していたもの
 - (10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2第1項又は同条第2項において準用する同法第55条第1項若しくは第2項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者であって、市の区域内に住所を有するとみなされていたもの
 - (11) その他市長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (4) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者。ただし、前条第1項第4号又は第5号に掲げる重度心身障害者であって、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けたものについては、この限りでない。

（医療費助成）

第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金等（第2条第1項第3号に掲げる重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金等を除く。）について、対象者に医療費助成金の支給（以下「医療費助成」という。）をするものとする。ただし、税の未申告等第6条第1項に規定する受給者の責めによる過分の自己負担があるときは、当該過分の自己負担額については、医療費助成の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、対象者の前年（次条第1項の規定による申請のあった日が1月から9月までの間である場合にあっては、前々年）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に規定する額を超えるときは、規則で定める期間の医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成は行わない。この場合において、当該所得の範囲は同令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は同令第5条の規定の例によるものとする。

3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたときは、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成については、前項の規定は、適用しない。

（受給資格の登録）

第5条 医療費助成を受けようとする者（第3項において「申請者」という。）は、規則で定める申請書を市長に提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、対象者として認定したときは、前項の登録をしなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請に対して、同項の登録をしないときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

（受給者証の交付）

第6条 市長は、前条第1項の規定により登録を受けた対象者（以下この条及び第9条において「受給資格登録者」という。）に対し、第4条第1項及び第3項の規定により医療費助成を行うときは、当該受給資格登録者（以下「受給者」という。）に受給者証を交付しなければならない。

2 市長は、受給資格登録者に対し、第4条第2項の規定により医療費助成を行わないときは、規則で定めるところにより、当該医療費助成を行わない受給資格登録者に通知するものとする。

（受給者証の提示）

第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに受給者証を提示しなければならない。

（支給の方法）

第8条 医療費助成は、受給者又はその保護者（受給者を現に監護する者として登録されたものをいう。）の請求に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市は、受給者が市長の指定する医療機関等（以下この項及び第4項において「指定医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、一部負担金等を代わって当該医療機関等に支払うことができる。ただし、当該受給者の同一月分の一部負担金等の額が、一の指定医療機関等につき規則で定める額以上である場合は、この限りでない。

3 前項本文の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者に対し医療費助成があったものとみなす。

4 市長は、第2項本文の規定により指定医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を埼玉県社会保険診療報酬支払基金、埼玉県国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

（届出の義務）

第9条 受給資格登録者は、その資格を喪失したとき、又は登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給資格登録者は、規則で定めるところにより、所得の状況を市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第10条 医療費助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償との調整）

第11条 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、医療費助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費助成金の額に相当する額を返還させることができる。

（支給金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により支給を受けた者がいるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第20号）

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則（昭和59年条例第15号）

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条及び第7条の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成13年条例第26号）

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

2 改正後の坂戸市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療に要した医療費について適用し、施行日前の診療に要した医療費につ

いては、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第12号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受給者証又は受給証明書の交付を受けている者は、改正後の第3条に規定する対象者でないこととなった場合においても、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成18年条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療給付に係る一部負担金等について適用し、施行日前の医療給付に係る一部負担金等については、なお従前の例による。
 - 3 施行日から平成19年3月31日までの間の医療給付に係る一部負担金等に係る改正後の第2条第2項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「次条第1項に規定する対象者のうち、医療保険各法又は老人保健法の規定により食事療養標準負担額の減額認定を受けている者、坂戸市乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和47年坂戸町条例第26号）第3条第1項に規定する対象乳幼児の保護者及び坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年坂戸市条例第22号）第3条第1項各号のいずれかに該当する者については」とあるのは、「平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間においては」とする。

附 則（平成20年条例第7号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。〔後略〕
（坂戸市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に坂戸市重度心身障害者医療費支給に関する条例第3条第1項第8号の規定により現に受給者証の交付を受けている者が、施行日に後期高齢者医療制度に加入したことにより、同項に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間、同項に規定する対象者とみなす。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年坂戸町条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の坂戸市重度心身障害者医療費支給に関する条例及び坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2項第2号の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年条例第11号）

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の坂戸市こども医療費の支給に関する条例及び坂戸市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第10号）

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の坂戸市こども医療費の支給に関する条例及び坂戸市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に要した医療費について適用し、同

日前の医療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第13号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者は、改正後の第3条第1項に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間、同項に規定する対象者とみなす。

附 則（平成25年条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条から第5条までの規定及び次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年坂戸町条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項第3号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の坂戸市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に要した医療費について適用し、同日前の医療に要した医療費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第2条第1項に規定する重度心身障害者である者については、改正後の第3条第2項第4号の規定は、適用しない。

附 則（平成27年条例第25号）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の坂戸市重度心身障害者医療費支給に関する条例、坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例及び坂戸市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に要した医療費について適用し、同日前の医療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第10号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第6条第1項の規定による受給者証の交付を受けている者に対する医療費助成金の支給については、平成34年9月30日までの間は、なお従前の例による。
 - 3 この条例の施行の日前における医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例による。